

令和４年第３回（９月）四街道市議会定例会提出議案

議案第１号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について <人事課>

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により提案するもの。

議案第２号 四街道市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について <人事課>

人事院規則の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の育児休業等に関する規定の整備を行うため提案するもの。

議案第３号 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定について <建築課>

建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。

議案第４号 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について <経營業務課>

下水道使用料を改定するため、その他所要の規定の整備を行うため提案するもの。

議案第５号 令和４年度四街道市一般会計補正予算（第４号） <財政課>

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ835,396千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,667,204千円とするもの。

繰越明許費については、庁舎等維持管理事業ほか３件を設定するもの。

債務負担行為については、議会だよりよっかいどう印刷製本ほか４９件を追加するもの。

地方債については、道路舗装整備事業ほか２件の限度額を変更するもの。

議案第６号 令和４年度四街道市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） <国保年金課>

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,498,500千円とするもの。

債務負担行為については、レセプト等点検業務委託ほか４件を追加するもの。

議案第 7 号 令和 4 年度四街道市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

＜高齢者支援課＞

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,299,259千円とするもの。

議案第 8 号 令和 4 年度四街道市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

＜国保年金課＞

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,292千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,630,508千円とするもの。

議案第 9 号 令和 4 年度四街道市水道事業会計補正予算（第 1 号）＜経營業務課＞

補正の内容は、債務負担行為について、水質検査業務委託ほか1件を追加するもの。

議案第10号 令和 3 年度四街道市一般会計歳入歳出決算の認定について

＜関係各課＞

本決算は、歳入総額36,610,451,764円、歳出総額34,302,156,360円、歳入歳出差引額は2,308,295,404円であり、翌年度へ393,765,257円を繰り越したため、実質収支額は1,914,530,147円。

議案第11号 令和 3 年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
＜国保年金課＞

本決算は、歳入総額8,675,427,784円、歳出総額8,528,424,532円、歳入歳出差引額は147,003,252円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額。このうち131,528,268円を地方自治法第233条の2ただし書きの規定に基づき、基金に繰り入れ。

議案第12号 令和 3 年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

＜高齢者支援課＞

本決算は、歳入総額7,049,077,219円、歳出総額6,678,585,914円、歳入歳出差引額は370,491,305円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額。

議案第13号 令和 3 年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
＜国保年金課＞

本決算は、歳入総額1,534,654,118円、歳出総額1,529,362,215円、歳入歳出差引額は5,291,903円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額。

議案第14号 令和3年度四街道市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
＜経營業務課＞

剰余金の処分については、令和3年度未処分利益剰余金123,182,679円を資本金へ組み入れるもの。

本決算は、収益的収入決算額1,890,230,930円、同支出決算額1,636,198,639円、当年度純利益額123,182,679円であり、資本的収入決算額4,361,880円、同支出決算額1,851,498,254円、補てん額1,847,136,374円。

議案第15号 令和3年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
＜経營業務課＞

剰余金の処分については、令和3年度未処分利益剰余金3,045,070円を資本金へ組み入れるもの。

本決算は、収益的収入決算額2,023,525,539円、同支出決算額2,014,312,515円、当年度純利益額3,045,070円であり、資本的収入決算額120,351,957円、同支出決算額456,794,394円、補てん額336,442,437円。